

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道恵庭南高等学校定時制 令和5年（2023年）年11月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

※ なお、いじめに関するアンケート結果では、いじめと認められるものはありませんでした。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

恵庭南高等学校
(定時制)
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという認識に立ち、全ての生徒にいじめは決して許されないとの理解を促し、互いの人格を尊重し、望ましい人間関係を自ら構築していく力や、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

恵庭南高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

いじめ防止等対策委員会

- (1) 役割：いじめ防止等に係る取組の立案、実施、評価、改善策等を講じるとともに、いじめやいじめが疑われる事案においては、被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報の窓口とする。
- (2) 構成員：教頭（委員長）、生徒指導部長、養護教諭、関係する担任教諭、部活動顧問他とし、必要に応じてスクールカウンセラー等の意見を求める。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- | | |
|------------|------------|
| 1 いじめの未然防止 | 2 いじめの早期発見 |
| 3 いじめの事案対処 | 4 いじめの再発防止 |
| 5 重大事態への対処 | 6 検証・改善 |

本校では、4月下旬から教員による健康相談・教育相談週間を4週連続して実施し生徒個々の相談に対応し、入学後や進級後の生活や学習への不安や健康問題に積極的に対応しています。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の本校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先0123-32-2391（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メール）	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メール）	011-612-5030 tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
石狩教育局教育相談電話（電 話）	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター